

## 金光大神、神社神職になる

金光教教学研究所員 岩崎繁之

### はじめに

□今秋刊行の紀要『金光教学』第62号、「金光大神における神社神職の活動の様相」

・慶応3年2月から明治4年11月までのあいだ、金光大神は神職であったという実態を究明したものの

□もともとの関心…直筆資料から、金光大神の神伝（御知らせ）受けとめの様子を究明

- ・その一つとして、金光大神本人にとって安政6年10月21日の神伝はどのように受けとめられていたのか
- ・「お知らせ事覚帳」と「金光大神御覚書」の記述に違い
- ・その中間の時期に書かれたと見られる「覚帳」明治4年の箇所には、安政6年の同事蹟から明治4年までの〈13年間〉の信仰活動を振り返らせている神伝がある
- ・そこには、「六角畳」を片付けよという神伝があり、この「六角畳」は神職を象徴するものと解されている
- ・そもそも金光大神に神社神職としての実態はどのようであったのだろうか

□安政6年から明治4年まで〈13年間〉の金光大神の信仰活動に、神社神職としての実態はあったか？

・教祖伝記『金光大神』（金光教本部教庁、2003年）の記述

国の制度改革の手が、神主職、神社にまで次第に伸びることになって、その影響は全光大神の神勤にも及んできた。金光大神の場合は、従来続けてきた神主職という名目での神勤行為が、禁止されてしまう恐れがあった。（二三四～二三五頁）

金光大神は、この時、金神社神主を名乗ることができる立場にあったが、それは宮を建築し、布教の公認を得るための名目上のものであった。幕末以来の神主職の資格が、この規則によって、取り上げられてしまう情勢にあった。金光大神のように、一民衆の身で、独自の神とのかわりを持ち、布教を始めた立場にある者は、当然、国が定める神官からは外れた。（二二九頁）

・教祖伝記では、金光大神の神社神職の資格は、金神の宮建築や布教合法化のための「名目」や「名目上」で、神社神職としての実態はないというスタンス

・この解釈の要因として、大谷村庄屋文書の小野家資料には役職に関わる公的な記録のみであり、また、金光大神の手許の資料には神社神職としての実態をうかがわせるものがほぼ見当たらないということがあげられる

## □その後、神社神職に関する教学研究の成果

- ・加藤実・荒垣寧範「浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」（紀要『金光教学』第47号、2007年）
- ・特に荒垣は、神社神職は名目に収まらず、何らかの実態の可能性があるので、ということ
- ・で、研究所で収集されていた資料を掘り起こしながら究明
- ・加藤・荒垣論考では、金光菽雄が金光河内名代として浅尾藩役所に出入りしていた様子を提示

## □金光大神の手許等で作成された記録類の収集

- ・さて、「御金神様御さしむけ金銭出入帳」（「出入帳」）、「金光大神年譜帳」（「年譜帳」）など、近年、収集された金光大神事蹟に関する資料には、金光大神自身が神職であった時期に藩と密接な関係を持っていた様子が記載
  - ・また、菽雄が、「神職金光河内名代」の役割を担って活動している記録も
- 社会的に、金光大神は神社神職として見なされ、扱われている。当人も神職として職務を担っている可能性が浮かぶ …… このことを究明した論文

## □論文構成

「金光大神における神社神職の活動の様相」はじめに

- 一、白川家門下の神職補任へ向けた動き …… どのような経緯で神社神職になったのか？
- 二、神社神職補任以降の献金を通じた藩との関わり…神社神職としてどんな役割を担ったのか？①
- 三、神仏分離施策に関わる神社神職の役割 …… 神社神職としてどんな役割を担ったのか？②  
— 名代菽雄による実務—
- 四、見返される信仰活動 …… 改めて記録を通じて信仰活動をどのように見返したのか  
おわりに

## 金光大神、神社神職になる

### □修験者から無資格祈念行為の問題指摘と許状取得

- ・文久2年3月、大谷村庄屋へ、小坂の蓮行院他から無資格での祈念行為の訴え
- ・6月、修験の五流尊瀧院と神道の吉田家から、同時に居宅祈念に関わる許状を取得
- ・この時、吉田家より領主旗本蒔田家にこの旨の報告を指示されたが庄屋は内済にとどめた
- ・文久4年（元治元年）正月朔日、宮建築の神伝。すぐさま村役人を通じて藩へ届出の上、神道の白川家へ入門。段階を経て格を上げ、神社神職補任を得る動きへ
- ・元治元年4月9日、入門、自宅での居宅祈念許される
- ・慶応2年10月2日、「冠布齋服浅黄差貫」の着用と、「河内」と称することを許される

慶応二寅十一月二十一日御札金納め。  
 内、子年(元年)より村役願い、三年ぶりかない。  
 一、御上金百兩 献上仕り申し候、以上。  
 一、蒔田相模守様  
 世話人〔森〕八右衛門 兩人使い  
〔手〕保平  
 十二月十九日渡し 庄屋小野慎一郎へ金納め  
 また浅尾役人中 礼金 同庄屋納め  
 龜山幸右衛門  
 一、金九兩 御奉行様三軒 二階堂勇右衛門  
 平田慎作  
 一、同六兩 御代官様三軒 二階堂民之丞  
 池上金之丞  
 森川郷右衛門  
 一、同二兩 中島様寺社方  
 難波忠五郎  
 一、同二兩 大庄屋二軒 吉富〔三郎〕  
 一、同五兩 庄屋 小野氏御礼金  
 一、金百二十二兩二歩  
 (「出入帳」三丁裏)

- ・慶応元年：およそ金二百二十三兩
- ・慶応二年：およそ金三百五十二兩

〔慶応元年〕  
 一、十九貫六百五十目  
 〔慶応二年〕  
 慶応二丙寅年  
 一、金 百十九兩二歩三朱  
 一、札 十九貫三百八匁  
 一、百錢 二百七十九枚  
 一、錢百四十文さし 二百十五本  
 (「出入帳」一三丁表)  
 〔慶応三年〕  
 卯年(慶応三年)  
 一、金 百八十三兩一朱  
 一、札 二十四貫百九匁  
 一、百錢 百七十九枚  
 一、錢百四十文さし 三百五十本  
 七十文使い通用 寅卯錢 時の通用  
 一貫百三十目  
 (「出入帳」一三丁裏)

神主 金光河内  
 金乃大神靈驗奇特ニ付  
 ・今武運長久領内安全之  
 為祈願所上差許候条怠  
 崇敬無怠可相勤御沙汰  
 候事  
 慶應三年  
 三月二十二日  
 角田正五之輔  
 堺和麻之進  
 (「祈願所差許書」)  
 神主 金光河内  
 老振  
 御神刀 津田越前守助廣  
 長式尺參寸八分  
 右御奉納相成候事  
 慶應三年  
 五月十日  
 二階堂勇右衛門  
 中寫傳七郎  
 二階堂小一郎  
 (「御神刀奉納書」)

- ・慶応2年11月10日、領主へ百兩の献金申し出
- ・21日、百兩の献金を納める
- ・12月19日、役人等へ計二十二兩二歩の礼金
- ・12月、村役人を通じて藩に添翰を願い出る
- ・慶応3年2月20日、藩の添翰を持って、白川家へ神職補任を願い出
- ・22日、補任状を受ける
- ・3月9日、萩雄が藩役所へ神職補任の報告
- ・11日、金光河内、浅尾藩より呼び出され、名字帯刀を許される
- ・12日、帰宅。翌13く16日の間、近隣、村役場、本谷上下、小田別所、津新田、夕崎と、村中の者を呼んで振る舞う
- ・22日、藩(家老連名)より「祈願所」
- ・5月10日、奉行連名により御神刀奉納

●これらの動きにより、社殿はないものの、「金神社」が事実上成立し、「金光河内(金光大神)」がその神社神職となったことが周知のこととなる

## 金光大神、もつと神社神職になる

### □ 1、藩主との謁見と献金(明治元年)

- ・ 慶応4年3月8日、「9日」に藩主と謁見の連絡受け浅尾陣屋へ向かうが、役人の手違いで「8日」が当日であった
- ・ 4月10日、金光大神単独で藩主と謁見、その後、神に藩への献金を伺い、金六十両を許される

- ・ 同時期、金光浅吉(金吉) 名義でも金六十両の献金
- ・ 是等により、閏4月朔日、金光大神には紋付き袴が下付、浅吉には徒士役就任と五石への加増

### 【この頃の浅尾藩財政】

- ・ 文久3年に、加増なく七千七百石から一万石に
- ・ 大名に相応しい陣屋を浅尾に建築、それまでは代官所
- ・ 元治元年、京都見回り役就任により、軍事関係の消費かさむ
- ・ 慶応2年4月、倉敷・浅尾騒動にて、浅尾陣屋焼失
- ・ 同年12月、藩から領内へ5か年の儉約令、一方で、村から度々藩へ献金
- ・ 慶応3年6月、借財のため、蔵元、御用達等へ三千両、領内村々へ高掛用金一万二千両の調達

↓浅尾藩は、非常に財政困窮、一方で広前(金神社)は御発行。藩の要請(難儀)に応じることになったと考えられる。ただし、官の建築は停滞・頓挫

### □ 2、名代萩雄を通じた役割(明治2・3年)

- ・ 明治元年12月、老いを理由に、萩雄を「神職金光河内名代」とするよう藩へ願い出
- ・ この時に金光河内名義で金四十両、金吉名義で金二十五両が献金
- ・ 金光大神は、神仏分離令による神社行政への関わりで、神職として藩の役所へ出向の用務(慶応4年8月)
- ・ 12月25日、萩雄は、藩から有志役時の名字帯刀を引き続き許された上で、「神職金光河内名代」を許される

### 【神社行政実務の様子】

- ・ 大谷村と須恵村の各社に祀られた仏像や仏号の札等の確認・藩への報告、処分
- ・ 神社社号の改号 例 賀茂大明神 ↓ 賀茂神社  
荒神宮 ↓ 荒神社
- ・ 書類を作成して、藩役所へ届出。報告書には、「金光河内」は藩の神職五人中三番目に記載
- ・ 萩雄は、浅尾の社寺役所や大谷村、須恵村関係者へ頻繁におもむき、調整

〈慶応四年(明治元年)〉 辰年(明治元年)から銭二百文さし改め仰せ付けられ候
一、金 百四十二兩二歩一朱
一、札 十九貫百十六匁
一、百銭 三百六十一枚
一、銭二百改めさし 百四十三本 (「出入帳」一三丁裏)
〈明治二年〉 明治二己巳年改め仰せ付けられ候
一、金 百二十八兩
一、金札 三十一兩一朱
一、百銭 六百三十一枚
一、銭二百改めさし 二百四十六本
一、四文銭 六十文 通用九匁六分
一、札 二十二貫百二十八匁二分 (「出入帳」一四丁表)

#### 【村内神社の祭典執行】

- ・ 明治3年の早馬神社の祭礼執行を担うことも
- ・ 祭礼執行につき、早馬神社では神田筑前と金光河内が交互に神勤することや初穂の等分が事前に確認されており、祭礼の前に萩雄が筑前のもとを訪れている
- ・ また、祭礼に関わって装束は持っていたようだが（金光河内がそろえていたのか）、冠を持っていなかったため、玉島の住吉神社の神主に借りたという記述も

#### 【萩雄が正式な神職になる動き】

- ・ 浅尾藩の神職筆頭である梅谿直衛に、萩雄が神職となることを相談。藩の社寺行政の役人にも相談
- ・ 神職の許認可は、京都の白川家および吉田家から、東京の神祇官に移り、詳細不明。様子見との返答
- ・ 金光家（金光大神、とせ、萩雄に加えて、宅吉、くら、この）全員に神葬祭が認められ、神職家となる
- ・ 明治3年の時点で、金光大神当人や家族、村、藩は、金光大神を神社神職として、金光家は神職家であるというのが、共通認識だったと見られる

#### □明治4年の動き

- ・ 明治4年には、廃藩置県により、旧領主が廃され東京へ移る
- ・ 政府が任命した知事が就任。中央集権体制の確立へ
- ・ 藩士も失職
- ・ それまで浅尾藩での、神職金光河内（金光大神）「准七等官」、名代萩雄「八等官」扱いも廃止
- ・ ちなみに明治5年に戸長となる川手堰は「准八等」、金光金吉は「九等」
- ・ 11月15日、従来の神職制度が廃され、金光大神は神社神職でなくなる
- ・ ただし、当分の間は、活動を認めるといふ県（政府）のスタンス

### 金光大神、神社神職も含めた〈13年間〉の信仰活動を、記録から見返す

#### □「覚帳」明治4年の本紙と貼紙

- ・ 「覚帳」本紙2月3日の神伝、安政6年10月21日から明治4年までの「十三年」間を振り返り
- ・ その上に貼られた貼紙正月の神伝、安政6年10月21日が「はじめ」とされ、「お広前の六角畳とらげい（けふ）」との命じ
- ・ この貼紙は、断定は出来ないものの、「天地金乃神」という神名が記されていることから、明治4年12月以降の作成と推察

・「覚帳」本紙の神伝等は、このような動きが起る前に知らされたこと

「覚帳」本紙 解説文(抜粋)

⑩ 元末の年(六)十月より肥灰(業)おさしとめ。当年、年  
回り十三年相成り候。

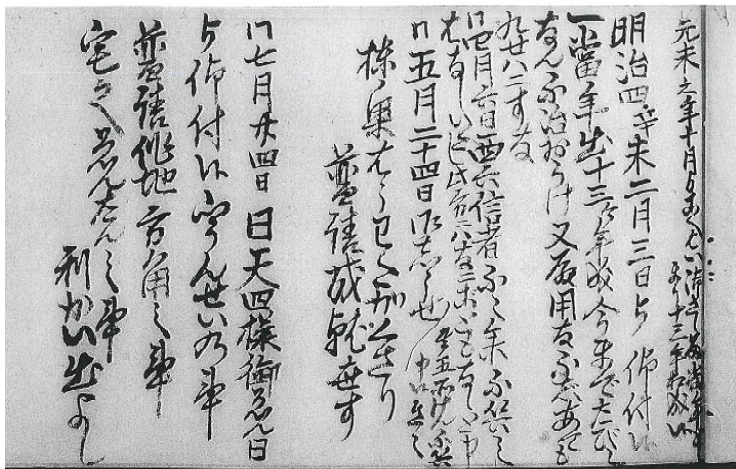
⑪ 明治四辛未二月三日仰せつけられ候。  
一、当年で十三か年なり。今までたびたび  
難、不時を受け。またどのような不時あつても  
苦世話にすな。

⑫ 同四月六日、西六信者夫婦(高橋藤吉)まいり、不評の  
話いたし。此方には何事もなしと申し。

⑬ その後、世間、不評  
申し候、聞き。

⑭ 同五月二十四日お知らせ。  
棟梁はらわたがくさり、  
普請成就せず。

〔以下略〕



〔以下略〕

・「覚帳」貼紙の神伝等は、このような動きの後に見返されている

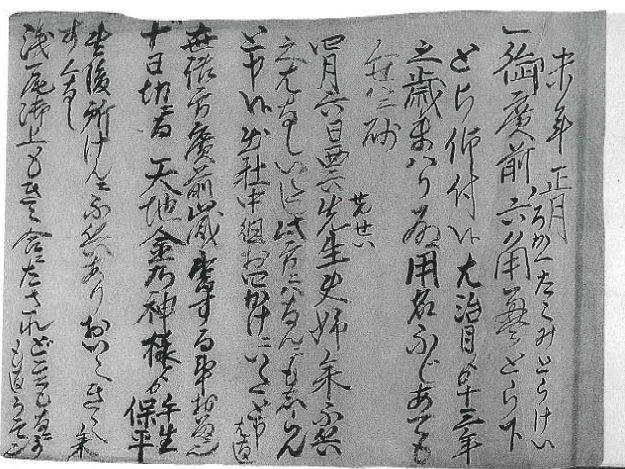
「覚帳」貼紙 解説文

① 未年(四)正月、  
一、お広前の六角畳とらげい(かたろ)  
と仰せつけられ候。はじめより十三年  
の年回り。どのような不時あつても  
苦世話にすな。

② 四月六日、西六先生夫婦まいり、不評  
の話いたし。此方にはなんにも知らん  
と申し候。出社中組み、押しかけ(強)に行ったと申し、  
話し。

③ 世話方、広前歳書すること、おとめになり、  
同十日きりにて、天地金乃神様より。午生まれ  
保平。

④ その後、世間に不評あり、おいおい聞き。まいり  
少なし。  
浅尾お上も聞き合わせに出され。どこにも何事  
もなし、うそなり。



- ・このような動きに並行して、「御金神様御さしむけ金銭出入帳」（「出入帳」）や「金乃神様金子御さしむけ覚帳」（「金子覚帳」）も作成
- ・「出入帳」 …… 神の祈念資格取得や藩への経費（支出）、安政6年から明治4年までの13年間の金銭初穂（収入）を収録した帳面
- ・「金子覚帳」 …… 安政6年から明治元年あたりまでの参拝した者等への金銭融通に関する帳面。吉田家や五流尊瀧院からの許状取得に関わる費用や、宮建築に関わる費用、修験関係者への「志（こころざし）」の支出を含む
- ・金銭の収支を取りまとめながら、活動の歴史を見返している
- ・加えて、明治4年12月には「金光大神年譜帳」起筆の神伝があり、金光大神出生からの生涯を振り返り、記録として書き出す取り組みが生じている

○これらの記録作成やその見返しの取り組みを通じて、金光大神は神社神職としての役割も含め、信仰活動全体のあり方を根本的に継続的に見直していったと考えられよう

## おわりに

- ・加藤実・荒垣寧範「浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」（紀要『金光教学』第47号、2007年）で提示された神社神職の実態をより具体化
- ・社会的に、金光大神は神社神職として見なされ、扱われている。当人も神職として職務を担っている実際を示した

そうとして、少しだけ安政6年10月21日の事蹟（「立教神伝」）との関わりにふれてみる

### □「覚帳」安政6年10月21日の条

当十月二十一日お知らせ。麦まきしまい安心いたし。色紙五枚買い、五色の幣切りてあげ。この幣を切り境に肥灰（農業）さしとめに相成り候。おいおい家業やめと仰せつけられ候。

### □「年譜帳」の安政6年10月21日の条

同十月廿一日、肥灰御差し止めに相成り候。

### □「覚書」の安政6年10月21日の条

未九月十日お知らせ。当年麦まき、二十日ごろより来月二十二三日ごろまでまき、よし。氣をせるな。その間にはまかす。当年はせがれに牛使わせ。地がうげようとうげまいと、ゆがもうと、ままと思い、任しておき。人が来て頼むのに、牛使いきいては（使いかけては）もどられん。みぞは切りさいても、もどりて押んでやっても、らく。牛使いはじめに、土手根の田、札幌の田へまいり。牛が荒れるから使いかけてやれと妻が申し。私使いかけ仕り。とび歩き、手に合わず。口を取りてもどうならず。私考え、これは神様お知らせと思

いつき、せがれに使えと申し。おせ（大人）の手に合はんものが子供の手にどう合うものかと、妻せがれとも申し。わが手には合わいでも使うてみい、らくじゃ。せがれ使うて牛静かになり。妻せがれに、どうなら、恐れ入れと、私申し。せがれ十五歳、牛使い渡し。私は、麦まきさいても、人が来られ、うちより呼びに来る、もどり、拜んであげ。十月二十一日までに麦まきしまい。

天地金乃神様御札申しあげ。麦まきみて（終わって）安心いたし、色紙五枚買うて来い、とお知らせ。紙買うてまいり、お願いあげ。五枚重ねて、七五三のちぢみつけて幣切り。幣串かねで二尺五寸、改めあげ、とお知らせ。できしだいに、お改めお願いあげ。

(い)から「立教神伝」

金子大明神、この幣切り境に肥灰（農業）さしとめるから、その分に承知してくれ。外家業はいたし、農業へ出、人が願ひ出、呼びに来、もどり。願ひがすみ、また農へ出、またも呼びに来。農業する間もなし、来た人も待ち、両方のさしつかえに相成り。なんと家業やめてくれんか。其方四十二歳の年には、病気で医師も手を放し、心配いたし、神仏願ひ、おかげで全快いたし。その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。家内も後家になつたと思うてくれ。後家よりまし、もの言われ相談もなり。子供連れてぼとぼと農業しおつてくれ。此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやつてくれ。神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あつての神、神あつての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、あいよかけよで立ち行き、とお知らせ。

一つ、仰せどおりに家業やめて、お広前相勤め仕り。安政六己未十月。

・「覚書」は明治7年旧10月15日の神伝により起筆

・神職も含めた信仰活動の見返しを経てか、その渦中に始められたのが「覚書」執筆の取り組み

・波線部に注目すると、見返しとさらなる執筆を通じて、神前奉仕専念にはじまる信仰活動の起りのあり様への関心と、果たして何が大事なことなのかという問題が立ち現れていった様子が浮かぶ



